

中学校から高等学校への支援継続のための情報提供のガイドライン

播磨西地区サポートネット会議～中高の支援をつなぐ連携協議会～

1 目的

- (1) 兵庫県特別支援教育第二次推進計画により、学校間連携を推進し、支援体制の整備を図る。
- (2) 中学校から高等学校へ特別な支援が必要な生徒についての情報を確実につなぎ、対象生徒が高等学校入学時から適切な配慮が受けられる体制作りを行う。

2 対象とする生徒

※ 対象者は以下の2点を満たすものとする。

- (1) 発達障害等により特別な支援を必要とする生徒
- (2) 保護者等の同意があった生徒

3 情報提供の経路

対象生徒の出身中学校長から入学する高等学校長（出身中学校の第3学年主任、入学する高等学校の第1学年主任、各校の特別支援教育コーディネーター等）

4 対象となる情報

- (1) 個別の教育支援計画・個別の指導計画
- (2) サポートファイル（市町または学校が保管している場合）※サポートファイルの名称・保管方法は市町によって異なる。
- (3) 特別支援教育にかかる中学校・高等学校連携シート [(1) (2) のいずれも作成されていない場合は必ず作成することとする]
- (4) その他（保護者同意の下で中学校が高等学校へ提供することが必要と判断したもの）
（例：相談機関等からの検査結果報告書、具体的支援を行った教材・道具等）

5 情報提供の時期

合格発表後5日以内を原則に、中学校から進学先の高等学校に連絡し、上記の情報をつなぐ。
なお、定時制課程の再募集に合格した生徒については3日以内を原則とする。

6 提供の方法

原則として持参する。情報共有のための引継ぎ会を設定して、中学校担当者・高等学校担当者どちらかが相手校を訪問する。

- * 引継ぎ会には、生徒の様子が分かる教員が出席することが望ましい。
- * 引継ぎ会では、連携シートを活用して情報共有することが望ましい。
- * 円滑な中高接続のために重要な情報で、シートに記入しきれない情報は、口頭で引き継ぐなどすることが望ましい。

7 特別支援教育にかかる中学校・高等学校連携シート作成の流れ

- (1) 中学校での様子や保護者との連携の中で、特別な支援が必要な生徒を把握する。
 - * 医学診断や発達検査等を踏まえて、シートの作成が適当である生徒を校内委員会で整理しておくことが望ましい。
 - * 必要に応じて専門医受診や発達検査などを勧めるなど、本人の発達の特性を確認していくことが望ましい。
- (2) 保護者や本人の障害受容の程度を図りつつ、シートのメリットを説明し、同意を得る。
 - * 個別懇談や進路指導の中で保護者等にチラシを活用しながら案内する。
- (3) これまでの支援記録などを参考にしながら、シート案を作成する。
 - * 校内委員会等で記入内容を精査しておくことが望ましい。
- (4) 作成したシート案を保護者等に提示し、署名を得る。
 - * 保護者との関係によっては、シートをあらかじめ作っておいて同意・署名を一括するなど、できるだけ簡便に進めることも可能である。
- (5) 進学先の高等学校に、引継ぎ会の場でシートを引き継ぐ。

8 その他

- (1) 高等学校入学者選抜で特別な措置を要する者については、「兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱」に基づいて特別措置の手続きを行うこととする。
- (2) 中学校長は、高等学校への支援継続のための情報提供を行った場合、市町教育委員会にその旨の報告を行うこととする。
- (3) 1～7については、中学校から高等学校に入学する生徒への情報提供の手続き等を示しており、特別支援学校に入学する生徒の情報提供の手続きについては、特別支援学校側から別途依頼する。